

II

社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

1 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の位置付けが令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。令和5年度については、感染状況を踏まえ、十分な感染防止対策を前提として、利用者の安全安心を確保しつつ指導検査を実施しました。一方で、施設の運営や利用者の処遇に重大な問題が発生した場合などには、迅速に体制を整え検査を実施しました（詳細は、各種別の章をご参照ください）。

(1) 指導検査の実施

実地検査に当たっては、以下の点に留意し、検査を実施しました。また、感染状況を踏まえ、一部の施設等の指導検査については中止としました。

- ・ 検査員の検温、健康観察
- ・ 検査時のマスク着用、手指消毒の徹底
- ・ 検査員の人数抑制、検査時間の短縮
- ・ 検査会場スペースの確保及び換気等の協力依頼

(2) 集団指導及び講習

従来、集合形式による講義にて実施していた集団指導や講習について、動画配信による講義及びホームページへの資料等の掲載を行い、一部の種別については、アンケートをWeb上で回収しました。

2 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」(社会福祉法第22条)設立された特別な法人です。社会福祉事業の経営主体は多様化する傾向にありますが、社会福祉法人は依然としてその「主たる担い手」(社会福祉法第24条)として重要な位置を占めています。

社会福祉法人数は、昭和26年に社会福祉事業法の制定によりその制度が創設されて以来、年々増加を続けており、東京都管内では令和6年4月1日現在で1,088法人となっています。

なお、社会福祉法人等の連携方策の新たな選択肢として、令和4年度から社会福祉連携推進法人が制度化されています。(令和6年4月1日現在、都内4法人)

社会福祉法人数の推移

(年度当初数。社会福祉協議会を含む。)

年 度	平成 元	平成 10	平成 20	平成 30	令和 4	令和 5	令和 6
法人数	629	760	982	1,069	1,083	1,085	1,088

社会福祉事業の利用形態は、行政による措置から事業者と利用者との契約へと移行が進んでいます。このため、社会福祉法人は創意工夫により自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。

一方、税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。

このため、社会福祉法人に対する指導検査は、評議員会及び理事会の適正な開催や予算・決算、財産の状況の確認などを中心に、社会福祉法第58条を踏まえた運営指導と連携しながら社会福祉法第56条の規定に基づいて行っています。

なお、社会福祉法人の所轄庁ごとの法人数は以下のようになっています。

(単位：法人)

所轄庁	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
厚生労働大臣	29	29	29
東京都知事	327	330	329
特別区長・市長	727	726	730
合 計	1,083	1,085	1,088

(1) 令和5年度 検査実施状況

社会福祉法人については、一部の法人（全体の23.1%に当たる77法人）に対して実地検査を行いました。

（単位：法人）

対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘法人数	実施率(b/a)
333	77	57	23.1%

※対象数、実地検査数及び文書指摘法人数については、国及び区市所管の社会福祉法人を含みません。

※令和3年度より、都所管の社会福祉協議会を対象数に含めます。

※令和5年度より、都所管の社会福祉連携推進法人を対象数に含めます。

(2) 主な指摘事項

実地検査を行った77法人のうち、57法人に対して文書指摘を行い、延べ240事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘法人数
<p>➤ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないが、得ていない。 （社会福祉法第43条第3項、指導監査実施要綱 I -5-(2)-1）</p>	21
<p>➤ 定款に記載された内容と事実が異なるので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人は、当該法人の資産について定款に記載しなければならないが、事実と異なる記載であった。 （社会福祉法第31条第1項、第45条の36第2項）</p> <p>◇ 社会福祉法人は、当該法人が行う社会福祉事業の種類について定款に記載しなければならないが、事実と異なる記載であった。 （社会福祉法第31条第1項、第45条の36第2項、指導監査実施要綱 I -1-1）</p>	10

<p>➤ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が（ア）欠格事由に該当しないか、（イ）各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、（ウ）暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行わなければならないが、確認していない。</p> <p>（社会福祉法第44条第1項（40条第1項準用）、同条第6項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1(5)(6)、指導監査実施要綱 I-4-(3)-1）</p>	8
<p>➤ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人の評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないため、決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかの確認を行わなければならないが、確認していない。</p> <p>（社会福祉法第45条の9第8項、指導監査実施要綱 I-3-(2)-2）</p>	7
<p>➤ その他</p> <p>◇ 理事長及び業務執行理事（設置する場合）が、理事会において、3か月に1回以上（又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。</p> <p>◇ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないので、是正すること。</p> <p>◇ 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。</p> <p>◇ 指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続が行われていないので、是正すること。 等</p>	194 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	240

【根拠法令等】

- * 社会福祉法
＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
- * 社会福祉法施行規則
＝昭和26年6月21日厚生省令第28号「社会福祉法施行規則」
- * 社会福祉法人審査基準
＝平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
- * 指導監査実施要綱
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

3 介護保険施設

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で、かつ在宅介護が困難な要介護者に対して、日常生活上の必要なサービスを提供する施設で、都内に553施設あります（地域密着型介護老人福祉施設を除く。）。そのうち東京都は、357施設を対象に、老人福祉法第18条及び介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区市が所轄する社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設については、都と区市とで役割分担しながら、実地指導を実施しています。

介護老人保健施設は、症状が安定期にあり、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者が入所・利用する施設で、都内に204施設あります。そのうち東京都は、市町村部に存在する77施設を対象に、介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区部に所在する介護老人保健施設については、各区が実地指導を実施しています。

介護療養型医療施設は、比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院して利用する医療系の介護保険施設で、都内に14施設ありました。介護療養型医療施設に対する実地指導は、介護保険法第24条及び(旧)介護保険法第112条に基づいて実施していました。なお、介護療養型医療施設は令和5年度末に廃止されました。

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設で、都内に25施設あります。介護医療院に対する実地指導は、介護保険法第24条に基づいて実施しています。

(1) 令和5年度 検査実施状況

ア 実地指導

介護保険施設に対しては、全体の18.2%に当たる86施設に対して実地指導を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
介護老人福祉施設	357	62	49	17.4%
介護老人保健施設	77	22	18	28.6%
介護療養型医療施設	14	—	—	—
介護医療院	25	2	1	8.0%
計	473	86	68	18.2%

※介護療養型医療施設及び介護医療院の対象数には八王子市内の施設を含みます。また、介護療養型医療施設に対する実地指導については、制度発足以来、各施設に対して数回は実施してきたことから、平成20年度以降は集団指導に重点を置いて実施しています。

イ 集団指導

介護保険施設に対して、ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加施設数	主な内容
介護老人福祉施設	518	<ul style="list-style-type: none"> 運営等に関する基準 実地指導において指摘の多い事項 サービス提供に当たっての留意事項
介護老人保健施設	75	<ul style="list-style-type: none"> 運営等に関する基準 実地指導において指摘の多い事項 サービス提供に当たっての留意事項
介護療養型医療施設	7	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に関する留意事項 指定届、変更届の手続 介護報酬の請求事務
介護医療院	21	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に関する留意事項 介護報酬の請求事務

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院は、動画を視聴し、指導検査業務システム又は東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認アンケートを提出した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 介護老人福祉施設

実地指導を行った62施設のうち、49施設に対して文書指摘を行い、延べ103事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 事故報告を適正に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 骨折事故や誤薬に関する事故など、行政に報告が必要な事故を保険者に報告していない事例があった。 (都指定条例第三十八条第2項、都特養条例第三十条第2項) ◇ 入所者の家族等に事故の連絡をしていない事例があった。 (都指定条例第三十八条第2項、都特養条例第三十条第2項) 	16
<p>➤ 資金の運用は適正に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 前年度の施設における当期資金収支差額合計がマイナスであるにも関わらず本部拠点区分に資金を繰り入れていた。 (第188号通知 第2 3 (1)) ◇ 前年度会計における本部拠点区分への「拠点区分間貸付金」について、当該年度内に補てんを受けていなかった。 (第188号通知 第2-3 (4)、ガイドラインⅡ-2-1)) 	13
<p>➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 安全対策に係る外部研修を受講した従業者がこれまで一人も存在しなかったにもかかわらず、安全対策体制加算を算定していた。 (厚告第21号別表1のナ、厚労告第96号第五十四の三、老企第40号第2の5(39)) ◇ 精神科を担当する医師による定期的な療養指導が行われていない月にも、精神科を担当する医師に係る加算を算定し請求していた。 (厚告第21号別表1注16、老企第40号第2の5(16)) 	10

<p>➤ 災害対策を十分に行うこと。</p>	
<p>◇ 夜間若しくは夜間を想定した訓練を実施していなかった。 <small>(都指定条例第三十九条、都特養条例第三十一条第1項、消防法施行規則第三条第10項、社施第107号)</small></p> <p>◇ 数年前に提出した工事中の消防計画以降、新規の消防計画が作成及び提出されていない。 <small>(都指定条例第三十九条、都特養条例第三十一条第1項)</small></p>	6
<p>➤ 施設サービス計画等を適切に作成すること。</p>	
<p>◇ アセスメントやモニタリングで行われた見立てや評価の具体的な内容が明確になっていない(記録されていない)事例、本人家族の意向が明確になっていない事例が見受けられた。 <small>(都指定条例第五十二条(第八条準用)、都指定要領第5の10(第4の4準用))</small></p>	6
<p>➤ その他</p>	52 (延べ)
<p>◇ 介護支援専門員の変更の届出を行うこと。 等</p>	
<p>合計(延べ)</p>	103

【根拠法令等】

- * 厚告第21号
 平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- * 厚労告第96号
 平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
- * 老企第40号
 平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 都指定条例
 平成24年3月30日東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都指定規則
 平成24年3月30日東京都規則第45号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 都指定要領
 平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」
- * 都特養条例
 平成24年3月30日東京都条例第40号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都特養規則
 平成24年3月30日東京都規則第44号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 都特養要領
 平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」

- * 第188号通知
 平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」
- * 社施
 昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における防災安全対策の強化について」
- * 消防法施行規則
 昭和三十六年自治省令第六号「消防法施行規則」
- * ガイドライン
 平成29年4月27日老発0427第1号社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

イ 介護老人保健施設

実地指導を行った22施設のうち、18施設に対して文書指摘を行い、延べ26事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
<p>➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇ □ 口腔衛生管理加算(I)の算定に当たり入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成していることが確認できない事例があった。 (厚告第21号別表2又、厚告第95号第69、老企第40号第2の6(26)、第2の5(27)準用)</p> <p>◇ 夜勤職員配置加算の算定において、毎月ごとに1日平均夜勤職員数を確認しないまま、夜勤職員配置加算を算定していた。 (厚告第21号別表2イ注4、厚告第29号第6号八、第2号イ(3)準用、老企第40号第2の6(10)、第2の3(2)準用)</p> </div>	7
<p>➤ 事故報告を適正に行うこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇ 施設所在地の保険者に事故報告を行っていない事例が見受けられた。 (都老健条例第三十八条第2項)</p> <p>◇ 入院を伴う事故について、関係区市町村に事故報告を行っていない事例が見受けられた。 (都老健条例第三十八条第2項)</p> </div>	6
<p>➤ 人員基準を遵守した職員配置を行うこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇ 入所者の数を300で除した数以上を標準として薬剤師を配置しなければならないにもかかわらず、検査実施日現在、薬剤師を配置していなかった。 (都老健条例第四条、都老健要領第2の2)</p> </div>	3

<p>➤ 身体的拘束等廃止に向けて取り組むこと。</p> <p>◇ 緊急やむを得ない場合であると判断（検討）した経緯における記録が不十分であったため、身体的拘束等を行うための手続きが慎重に行われたか確認できない事例が見受けられた。</p> <p>（都老健条例第二十一条第4項、第5項、都老健要領第4の17（1）、（2）、老発第155号）</p>	3
<p>➤ その他</p> <p>◇ 入浴に関し、適切な介護をすること。 等</p>	7 (延べ)
合計(延べ)	26

【根拠法令等】

- * 厚告第21号
＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- * 厚告第29号
＝平成12年2月10日厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」
- * 厚労告第95号
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- * 厚労告第96号
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
- * 老企第40号
＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 都老健条例
＝平成24年3月30日東京都条例第42号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」
- * 都老健要領
＝平成25年2月4日付福保高施第1903号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領」
- * 老発第155号
＝平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知「「身体拘束ゼロ作戦」の推進について」

ウ 介護医療院

実地指導を行った2施設のうち、1施設に対して文書指摘を行い、延べ2事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
<p>➤ 法施行規則で定めるところにより、10日以内に変更等の届け出を行うこと。</p> <p>◇ 施設長室及び管理者室の位置、相談室の面積が届け出と異なっていた。</p> <p>（法第113条第1項、施行規則第140条の2の2第1項及び第2項）</p>	1

➤ 口腔衛生管理加算の取扱いについて適正に行うこと。	1
◇ 管理関係書類を歯科衛生士以外の者が作成していた。 (厚告21号別表の4のワ)	
合計(延べ)	2

【根拠法令等】

* 介護保険法

＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

* 介護保険法施行規則

＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

* 厚告第21号

＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」

(3) 介護報酬に係る返還金(介護保険施設)

前記の介護保険施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、1,971,948円でした。

区分	件数(施設)	金額(円)
介護老人福祉施設	8	1,903,182
介護老人保健施設	4	68,766
計	12	1,971,948

※金額は令和6年6月末時点のものです。

4 高齢者施設等

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

介護保険施設を除いた高齢者施設等については、健全な経営の確保、利用者保護及びサービスの質の向上の視点に立って、施設運営の適正化と感染症や食中毒の発生防止など安全対策の徹底に重点を置いて、実地指導を実施しています。

養護老人ホームは、65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を区市町村の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設で、東京都は27の施設を対象に、老人福祉法第18条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設で、東京都は144の施設を対象に、社会福祉法第70条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上の必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設で、東京都は970の施設を対象に、老人福祉法第29条第13項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談等の生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅で、東京都は384か所を対象に、介護保険法第24条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「住まい法」という。）第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

本報告書に記載されているサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は、指導監査部（介護保険法及び住まい法に基づく実地指導）と住宅政策本部民間住宅部（住まい法に基づく実地指導）が合同で実施したものです。

なお、これら的高齢者施設等は、介護保険法第8条に規定する特定施設の対象となりますが、特定施設入居者生活介護の結果については「5 介護保険在宅サービス事業（福祉系）」に掲載しています。

(1) 令和5年度 検査実施状況

ア 実地指導

高齢者施設等については、全体の16.1%に当たる246施設等に対して実地指導を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
養護老人ホーム ※1	27	3	3	11.1%
軽費老人ホーム ※1	144	38	26	26.4%
有料老人ホーム ※1	970	131	76	13.5%
サービス付き 高齢者向け住宅 ※1 ※2	384	74	7	19.3%
計	1,525	246	112	16.1%

※1 上記の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護事業（介護予防含む。）付きの施設を含んだ数。

※2 上記のサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は指導監査部と住宅政策推進部民間住宅部と合同で実施した数であり、文書指摘数は指導監査部のみの数。

イ 集団指導

有料老人ホームに対して、ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加施設数	主な内容
有料老人ホーム	917	<ul style="list-style-type: none"> ・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項

※動画を視聴し、東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認書を提出した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った3施設のうち、全ての施設に対して文書指摘を行い、延べ12事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 事故報告を適正に行うこと。</p> <p>◇ 入所者に対する処遇により事故が発生した場合に、区市町村に連絡していなかった。 (都養護条例第二十七条第2項、都養護要領24(3))</p>	2
<p>➤ その他</p> <p>◇ 入所者預り金等を適切に管理すること。 等</p>	10 (延べ)
合計(延べ)	12

【根拠法令等】

* 都養護条例

＝平成24年3月30日東京都条例第39号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

* 都養護要領

＝平成24年10月16日24福保高施第1311号「東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」* 運営費の運用及び指導（局長通知）

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った38施設のうち、26施設に対して文書指摘を行い、延べ49事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 災害対策を十分に行うこと。</p> <p>◇ 年2回以上の消火・避難等の訓練を実施しておらず、また夜間若しくは夜間を想定した訓練を実施していなかった。 (都軽費条例第四十条(第三十二条準用)、消防法施行規則第三条第10項、社施第107号)</p> <p>◇ 年2回の消火・避難等の訓練のうち、1回をインターネットによる自衛消防訓練の動画視聴としていた。 (都軽費条例第四十条(第三十二条準用)、消防法施行規則第三条第10項、社施第107号)</p>	8

<p>➤ 人員基準を遵守した職員配置を行うこと。</p>	
<p>◇ 介護職員が行う職務（夜勤・遅番業務）を施設長が行っていた。 （都軽費条例第三十六条第1号、都軽費規則第十一条第2項）</p>	6
<p>➤ 身体拘束等の適正化を図るための措置を講じること。</p>	
<p>◇ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催していないことが認められた。 （都軽費条例第四十条（第十八条第5項準用）、都軽費規則第十三条（第八条第1号準用））</p>	5
<p>➤ その他</p>	
<p>◇ 施設サービスの提供にあたっての手続きを適正に行うこと。 等</p>	30 (延べ)
合計(延べ)	49

【根拠法令等】

* 都軽費条例

＝平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

* 都軽費規則

＝平成24年10月11日東京都規則第137号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 消防法施行規則

＝昭和三十六年自治省令第六号「消防法施行規則」

* 社施第107号

＝昭和62年9月18日厚生省社会・児童家庭局長連名通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

ウ 有料老人ホーム

実地指導を行った131施設のうち、76施設に対して文書指摘を行い、延べ128事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 事故報告を適切に行うこと。</p>	
<p>◇ 死亡事故や認知症による施設外所在不明の事故について、東京都に報告していない事例が見受けられた。 （都有料設置指針12(9)）</p>	39

<p>▶ 適切な設備管理を行うこと。</p> <p>◇ 浴室を倉庫、夜間宿直室を倉庫、看護室をスタッフルームとして使用している等の状況が見受けられた。</p> <p>(老人福祉法第二十九条第1項及び第2項、老人福祉法施行規則第二十条の五及び第二十条の五の二、都事務取扱要領第4の1及び2)</p>	25
<p>▶ 有料老人ホームの設置に関する変更を届け出ること。</p> <p>◇ 入居者の費用負担の額を変更しているにもかかわらず、変更の届出がされていない。</p> <p>(老人福祉法第二十九条第2項、老人福祉法施行規則第二十条の5の11、16)</p>	11
<p>▶ 身体拘束等の適正化を図ること。</p> <p>◇ 身体的拘束等を行う際に、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たしているか検討したことが確認できなかった。また、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに理由を記録していない事例が確認された。</p> <p>(老人福祉法第二十九条第4項、老人福祉法施行規則第二十条の6第1項第3号、都有料設置指針8(3)エ、9(14)及び(15))</p>	10
<p>▶ 避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うこと。</p> <p>◇ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている事実が確認できなかった。</p> <p>(都有料設置指針8(7)ア)</p>	7
<p>▶ その他</p> <p>◇ 入居者預り金等の管理を適切に行うこと。 等</p>	36 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	128

【根拠法令等】

- * 都有料設置指針
 平成14年11月1日14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」
- * 老人福祉法
 昭和38年7月11日法律第133号「老人福祉法」
- * 老人福祉法施行規則
 昭和38年7月11日厚生省令第28号「老人福祉法施行規則」
- * 都事務取扱要領
 平成23年5月19日23福保高施第394号「東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領」

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った74施設のうち、7施設に対して文書指摘を行い、延べ10事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する全ての職員に高齢者虐待防止等に係る研修を実施し、その記録を保存すること。</p> <p>◇ 住宅の業務に従事する全ての職員に対して、高齢者虐待防止に係る研修を実施し、その記録を保存していなかった。</p> <p>(「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に係る登録事務要領第4条第1項(12)、第5条第2項及び別表「登録要件基準表」その他②、「高齢者の虐待防止策に関する確認書」、都有料設置指針9(13)エ)</p>	2
<p>➤ 夜間を除き、資格要件を満たした職員を常駐させるとともに、出勤簿等の記録を整備すること。</p> <p>◇ 入居契約重要事項説明書に職員が常駐するとして記載している時間帯に、職員を配置していない時間帯があることが認められた。また、記録上、職員の配置が確認できない時間帯も認められた。</p> <p>(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十一条)</p>	2
<p>➤ その他</p> <p>◇ やむを得ない事情がないにもかかわらず、金銭等の管理を前提とした契約を締結しないこと。等</p>	6 (延べ)
合計(延べ)	10

【根拠法令等】

* 都有料設置指針

＝平成14年11月1日14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」

* 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に係る登録事務要領

＝平成24年3月22日23都市住民第1210号「『高齢者の居住の安定確保に関する法律』に係る登録事務要領」

* 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

＝平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」

5 介護保険在宅サービス事業(福祉系)

在宅サービス事業(福祉系)には、在宅サービスを適切に利用できるように、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等の支援を行う「訪問介護」のほか、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、及び利用者の心身の状況・環境、利用者や家族の希望などを勘案して、居宅サービス計画の作成や、居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの事業所があります。

在宅サービス事業に対する実地指導権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7に基づいて実施しています。

都の実地指導は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地指導の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

(1) 令和5年度 検査実施状況(介護予防を含む。)

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業(福祉系)については、全体の3.4%に当たる474事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問介護事業	3,231	56	23	1.7%
訪問入浴介護事業	295	10	—	3.4%
通所介護事業	1,477	56	19	3.8%
短期入所生活介護事業	1,269	134	7	10.6%
特定施設入居者生活介護事業	1,639	180	62	11.0%
福祉用具貸与事業	1,317	18	7	1.4%
特定福祉用具販売事業	1,316	16	5	1.2%
居宅介護支援事業	3,216	4	2	0.1%
計	13,760	474	125	3.4%

※対象数は、令和5年4月1日把握数。

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

参加事業所数	主な内容
5,215	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導検査の実施状況等について ・ 自己点検の実施について ・ 高齢者虐待の防止 ・ その他

※令和5年度の集団指導の対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所及び福祉用具貸与・販売事業所。

※動画を視聴し、指導検査システムまたはホームページに掲載しているアンケートフォームにより受講確認書を提出した事業所数。

(2) 主な指摘事項

ア 訪問介護事業

実地指導を行った56事業のうち、23事業に対して文書指摘を行い、延べ44事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 訪問介護計画を適切に作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 居宅サービス計画の交付を受けずに、訪問介護計画を作成している。 (都居宅条例第28条第1項、都居宅施行要領第三の一の3の(20)) ◇ 訪問介護計画の作成及び変更にあたって、アセスメントを行っていない。 (都居宅条例第28条第1項・第4項、都居宅施行要領第三の一の3の(20)) ◇ サービスの利用回数が増回されたにもかかわらず、訪問介護計画を変更しないままサービスを提供している。 (都居宅条例第28条第1項・第4項、都居宅施行要領第三の一の3の(20)) ◇ サービスの具体的内容、所要時間、日程等必要事項を記載した訪問介護計画が作成されていない。 (都居宅条例第28条第1項、都居宅施行要領第三の一の3の(20)の①) ◇ 訪問介護計画の内容について、利用者の同意を得ていない。 (都居宅条例第28条第2項、都居宅施行要領第三の一の3の(20)の③) 	16
<p>➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 全ての訪問介護員等に対し、研修計画の策定及び研修を実施していないにもかかわらず、特定事業所加算(Ⅱ)を算定している。 (厚告第19号別表の1のイからハまでの注8、厚労告第95号の三のハ) ◇ サービス提供責任者が指定訪問介護に同行したか記録により確認できないにもかかわらず、初回加算を算定している。 (厚告第19号別表の1の二の注、老企第36号第2の2(19)②) ◇ サービス提供前に介護支援専門員と連携を図っていないにもかかわらず、緊急時訪問介護加算を算定している。 (厚告第19号別表の1のイからハまでの注14、老企第36号第2の2(18)の③) ◇ 指定訪問介護を提供した具体的なサービス内容の記録が確認できない日時に所定単位数を算定している。 (厚告第19号別表の1のイからハまでの注1、老企第36号第2の2(4)) 	13

<p>◇ 指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対し、指定訪問介護を提供しているにもかかわらず、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していない。</p> <p>(厚告第19号別表の1のイからハまでの注10、老企第36号第2の2(14))</p>	
<p>➤ 変更届を速やかに提出すること。</p> <p>◇ 管理者及びサービス提供責任者を変更したにもかかわらず、変更届の提出がない。</p> <p>(法第75条第1項、法施行規則第131条第1項第1号)</p> <p>◇ 運営規程に変更が生じているにもかかわらず、変更届の提出がない。</p> <p>(法第75条第1項、法施行規則第131条第1項第1号)</p>	6
<p>➤ 個人情報を用いる場合には、利用者又はその家族の同意を得ること。</p> <p>◇ 利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。</p> <p>(都居宅条例第34条第3項、都居宅施行要領第三の一の3の(25)の③)</p>	4
<p>➤ その他</p> <p>◇ 訪問介護員等の勤務の体制を定めること。</p> <p>◇ サービス提供責任者を適切に配置すること。</p> <p>◇ 従業者の出退勤に関する記録を整備すること。 等</p>	5 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	44

【根拠法令等】

- * 法
＝平成9年法律第123号「介護保険法」
- * 法施行規則
＝平成11年厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
- * 厚告第19号
＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 老企第36号
＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 厚労告第95号
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- * 都居宅条例
＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

*都居宅施行要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

イ 訪問入浴介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った10事業のうち、文書指摘を行った事業はありません。

ウ 通所介護事業

実地指導を行った56事業のうち、19事業に対して文書指摘を行い、延べ28事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。</p> <p>◇ 生活相談員、看護職員、機能訓練指導員を適正に配置していない。 (都居宅条例第99条第1項第1号・第2号・第4号、都居宅規則第17条第1項第1号・第2号・第4号、都居宅施行要領第三の六の1の(1)の③・④・⑥・⑦)</p>	12
<p>➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</p> <p>◇ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上ではないにもかかわらず、認知症加算を算定している。 (厚告第19号別表の6の注13、厚労告第95号の十七のロ、老企第36号第2の7(13))</p> <p>◇ 機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問した際に行う、利用者の居宅における生活状況を確認した記録、及び利用者等に対して個別機能訓練の実施状況やその効果等について説明した内容の記録が不十分であったにもかかわらず、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している。 (厚告第19号別表の6のイからハまでの注11、厚労告第95号の十六、老企第36号第2の7(11))</p> <p>◇ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上ではないにもかかわらず、中重度者ケア体制加算を算定している。 (厚告第19号別表の6のイからハまでの注9、厚労告第95号の十五のロ、老企第36号第2の7(9)⑥)</p> <p>◇ 指定居宅サービス等基準(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していないにもかかわらず、中重度者ケア体制加算を算定している。</p>	6

<p>(厚告第19号別表の6のイからハまでの注9、厚労告第95号の十五のイ、老企第36号第2の7(9))</p> <p>◇ 通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を提供したことが確認できない日について、所定単位数を算定している。</p> <p>(厚告第19号別表の6のイからハまでの注1、老企第36号第2の7(1))</p> <p>◇ 看護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少していたにもかかわらず、通所介護費を減額しないで算定している。</p> <p>(厚告第19号別表の6のイからハまでの注1、厚労告第27号の一のロ、老企第36号第2の7(23))</p>	
<p>▶ その他</p> <p>◇ 指定に係る事項に変更があった場合、法令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ること。</p> <p>◇ 非常災害に関する具体的計画、関係機関との連携体制を定期的に従業員に周知するとともに、定期的に必要な訓練を行っていない。</p> <p>◇ 通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしている。</p> <p>◇ 利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 等</p>	<p>10 (延べ)</p>
<p>合計(延べ)</p>	<p>28</p>

【根拠法令等】

- * 厚告第19号
平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 老企第36号
平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 厚労告第95号
平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
- * 厚告第27号
平成12年2月10日厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」
- * 都居宅条例
平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都居宅規則
平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 都居宅施行要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

エ 短期入所生活介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った134事業のうち、7事業に対して文書指摘を行い、延べ9事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 短期入所生活介護計画を適切に作成すること。</p> <p>◇ 短期入所生活介護計画を作成していない。 (都居宅条例第156条、都予防条例第144条、都居宅要領第3の8の3(6)及び第4の3の6(2))</p> <p>◇ 作成された計画について、利用者の同意を得たことが確認できない。 (都居宅条例第156条、都予防条例第144条、都居宅要領第3の8の3(6)及び第4の3の6(2))</p>	2
<p>➤ 利用定員を遵守すること。</p> <p>◇ 利用定員を超えて指定短期入所生活介護の提供を行っている。 (都居宅条例第164条)</p> <p>◇ 利用定員を超えて指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っていた。 (都予防条例第139条)</p>	2
<p>➤ その他</p> <p>◇ 事故が発生したにもかかわらず、事故報告を自治体へ提出していない。 ◇ 人員に関する基準が満たされていることを明らかにした勤務表が作成されていない。等</p>	5 (延べ)
合計(延べ)	9

【根拠法令等】

* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都予防条例

＝平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」

* 都居宅施行要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

オ 特定施設入居者生活介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った180事業のうち、62事業に対して文書指摘を行い、延べ118事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>➤ 事故報告を適切に行うこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◇ 施設所在地の自治体及び保険者に事故報告を行っていない。</p> <p>(都居宅条例第236条(同第39条第1項準用)、都予防条例第217条(同第54条の9第1項準用)及び都居宅要領第3の10の3(19)(同第3の1の3(30)準用))</p> </div>	23
<p>➤ 変更届を適切に届け出ること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◇ 介護支援専門員や協力医療機関に変更があったにもかかわらず、都知事に届出を行っていない。</p> <p>◇ 相談室等の設備を用途変更していたにもかかわらず、都知事に届出を行っていない。</p> <p>(法第75条第1項、第115条の5第1項、法施行規則第123条第1項第5号、同第12号、同第14号、第131条第1項第10号、第140条の12第1項第5号、同第12号、同第14号及び第140条の22第1項第10号)</p> </div>	18
<p>➤ 身体拘束等の適正化を図ること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◇ 緊急やむを得ない場合(「切迫性」、「非代替性」、「一時性」)であるかの検討を十分に行っていない。</p> <p>◇ 身体拘束を行う場合に必要なその態様及び時間、利用者の心身の状況並びに理由を記録していない。</p> <p>(都居宅条例第227条第4項及び第5項、都居宅要綱第3の10の3(7))</p> </div>	15

<p>➤ その他</p> <p>◇ 浴室を相談室として使用するなど、本来とは異なった用途で使用している。 ◇ (介護予防)特定施設サービス計画について、アセスメントやモニタリングが十分に行われておらず、利用者の変化に応じた見直しが十分に行われていない。 等</p>	62 (延べ)
合計(延べ)	118

【根拠法令等】

- * 法
 =平成9年法律第123号「介護保険法」
- * 法施行規則
 =平成11年厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
- * 都居宅条例
 =平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都予防条例
 =平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」
- * 都居宅要領
 =平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

カ 福祉用具貸与事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った18事業のうち、7事業に対して文書指摘を行い、延べ22事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 個人情報を用いる場合、利用者家族の同意をあらかじめ得ること。</p> <p>◇ サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得なければならないにもかかわらず、同意を得ていない。 (都居宅条例第262条(第34条第3項準用)、都居宅施行要領第三の十一の3の(8)) (第三の一の3の(25)の③参照)</p>	6
<p>➤ 福祉用具の保管又は消毒を委託事業者に行わせる場合、履行状況を定期的に確認し、記録すること。</p> <p>◇ 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、受託者の履行状況を定期的に確認し、その結果を記録しておかなければならないにもかかわらず、やっていなかった。 (都居宅条例第259条第4項、第261条第2項第3号、都居宅施行要領第三の十一の3の(6)の③、第三の十一の3の(7)の③)</p>	5

<p>➤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 管理者を適切に配置していない。 ◇ 福祉用具専門相談員の配置員数が基準を満たしていない。 ◇ 秘密保持について、従業者との雇用時等に取り決めるなどの必要な措置を講じていない。等 	<p>11 (延べ)</p>
<p>合計(延べ)</p>	<p>22</p>

【根拠法令等】

* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都居宅施行要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

キ 特定福祉用具販売事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った16事業のうち、5事業に対して文書指摘を行い、延べ13事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 個人情報を用いる場合、利用者家族の同意をあらかじめ得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得なければならないにもかかわらず、同意を得ていない。 <p>(都居宅条例第275条(第34条第3項準用)、都居宅施行要領第三の十二の3の(6)(第三の一の3の(25)の③参照)</p>	<p>4</p>
<p>➤ 特定福祉用具販売計画は、指定福祉用具貸与を併せて利用するときは福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一の利用者において、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売の双方の利用があるにもかかわらず、特定福祉用具販売計画を、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成していない。 <p>(都居宅条例第273条第1項、都居宅施行要領第三の十二の3の(4)の④のイ)</p>	<p>3</p>
<p>➤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 管理者を適切に配置していない。 ◇ 福祉用具専門相談員の配置員数が基準を満たしていない。 ◇ 秘密保持について、従業者との雇用時等に取り決めるなどの必要な措置を講じていない。等 	<p>6 (延べ)</p>
<p>合計(延べ)</p>	<p>13</p>

【根拠法令等】

* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都居宅施行要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

ク 居宅介護支援事業

実地指導を行った4事業のうち、2事業に対して文書指摘を行い、延べ4事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</p> <p>◇ 居宅介護支援の業務が適切に行われていないにもかかわらず、所定単位数を減算していない。 (厚告第20号別表のイの注3、厚労告第95号八十二、老企第36号第三の6(2)②)</p> <p>◇ 利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより受けていないにもかかわらず、退院・退所加算(Ⅰ)口を算定している。 (厚告第20号別表のへの注3、厚労告第95号八十五の2、老企第36号第三の14)</p>	3
<p>➤ その他</p> <p>◇ 管理者による従業者の業務の実施状況の把握が十分に行われていない。 等</p>	1
合計(延べ)	4

【根拠法令等】

* 厚告第20号

＝平成12年2月10日厚生省告示第20号「指定居宅介護支援に要する費用の額算定に関する基準」

* 厚労告第95号

＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」

* 老企第36号

＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

(3) 介護報酬に係る返還金(在宅・福祉系)

前記の在宅サービス事業者(福祉系)に対して令和5年度に行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、40,237,825円でした。

区分	件数(事業)	金額(円)
訪問介護事業	7	14,192,343
通所介護事業	3	13,925,446
特定施設入居者生活介護事業	8	3,309,611
居宅介護支援事業	2	8,810,425
計	20	40,237,825

※金額は令和6年6月末時点のものです。

(4) 運営状況等確認検査の実施

平成25年度から「指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査」を実施しています。この検査は東京都が独自に実施するもので、書面による検査を実施しています。概ね6年に1回、定期的に行うことにより、事業所運営の問題点を早期に発見し、事業所の適正な運営を確保することを目的としています。

[実績]

令和5年度
981事業

6 介護保険在宅サービス事業(医療系)

在宅サービス事業（医療系）には、通院が困難な要介護者等に対して、看護師等が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行う「訪問看護」のほか、「通所リハビリテーション」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所療養介護」、「居宅療養管理指導」の事業があります。

都はこれらの事業について、介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づき、実地指導及び集団指導を介護予防も含めて実施しています。

(1) 令和5年度 検査実施状況(介護予防を含む。)

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業（医療系）については、全体の5.1%に当たる事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地 指導数(b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問看護事業	3,076	130	58	4.2%
通所リハビリテーション事業	863	60	13	7.0%
訪問リハビリテーション事業	717	12	2	1.7%
短期入所療養介護事業	162	44	—	27.1%
計	4,818	246	73	5.1%

※健康保険法により保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法に基づく医療系サービス（「訪問看護」「通所リハビリテーション」「訪問リハビリテーション」等）の事業者として指定されたものとみなされます。また、介護保険法による開設許可をされた介護老人保健施設は、「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」の事業者として指定されたものとみなされます。これらのみなされた事業所を「みなし指定事業所」といいます。

※上記の表において、

*訪問看護は、みなし指定事業所を含みません。

*通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び短期入所療養介護は、みなし指定事業所を含みます。

（ただし、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所については、給付実績が基準月において10件以上の事業所のみを含んでいます。）

*なお、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所の範囲は、平成30年度から上記のとおり改めました。

イ 集団指導

介護保険在宅サービス事業（医療系）に対しては、指導検査業務システム及びホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式により実施しました。

参加事業者数	主な内容
7,030	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に関する留意事項 ・指定届、変更届の手続 ・介護報酬の請求事務

※動画を視聴し、指導検査業務システム又は東京共同電子申請・届出サービスにより受講確認アンケートに回答した事業者数。

※居宅療養管理指導（3,932 事業者）についての試行実施を含む。

(2) 主な指摘事項

ア 訪問看護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った130事業のうち、58事業に対して文書指摘を行い、延べ96事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 事業所の名称等の事項に変更があったときは都知事に届け出ること。</p> <p>◇ 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を届け出ない。</p> <p>(介護保険法第75条、介護保険法施行規則第131条、介護保険法第115条の5、介護保険法施行規則第140条の22)</p>	26
<p>➤ 勤務表を適正に作成すること。</p> <p>◇ 原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていない。</p> <p>(居宅条例第78条(第11条を準用)居宅条例施行要領第3の3の3(7)、居宅予防条例第67条の2)</p>	12

<p>▶ 秘密保持のために必要な措置を講じること。</p> <p>◇ 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。 (居宅条例第78条(第34条を準用)、居宅予防条例第74条(第54条の4を準用))</p>	12
<p>▶ その他</p> <p>◇ 保健師、看護師又は准看護師を常勤換算方法で2.5以上確保していない。 ◇ 看護師等は訪問看護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ていない。 ◇ 初回加算の選定について適正に行っていない。 等</p>	46 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	96

【根拠法令等】

*介護保険法

＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

*介護保険法施行規則

＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

*居宅条例

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)

*居宅予防条例

＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年東京都条例第112号)

*居宅条例施行要領

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)

イ 通所リハビリテーション事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った60事業のうち、13事業に対して文書指摘を行い、延べ19事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 事業所の名称等の事項に変更があったときは都知事に届け出ること。</p> <p>◇ 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を届け出していない。</p> <p>(介護保険法第75条、介護保険法施行規則第131条、介護保険法第115条の5、介護保険法施行規則第140条の22)</p>	8
<p>➤ 秘密保持のために必要な措置を講じること。</p> <p>◇ 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者及び利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない。</p> <p>(居宅条例第145条(第34条を準用)居宅予防条例第123条(第54条の4を準用))</p>	6
<p>➤ その他</p> <p>◇ 正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒むことがないよう にしていない。</p> <p>◇ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 等</p>	5 (延べ)
合計(延べ)	19

【根拠法令等】

*介護保険法

＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

*介護保険法施行規則

＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

*居宅条例

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)

*居宅予防条例

＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年東京都条例第112号)

ウ 訪問リハビリテーション事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った12事業のうち、2事業に対して文書指摘を行い、延べ2事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 秘密保持のために必要な措置を講じること。</p> <p>◇ 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。</p> <p>(居宅条例第88条(第34条を準用)、居宅予防条例第84条(第54条の4を準用))</p>	2
合計(延べ)	2

【根拠法令等】

* 居宅条例

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）

* 居宅予防条例

＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）

エ 短期入所療養介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った44事業に、文書指摘を行った事業はありませんでした。

(3) 介護報酬に係る返還金(在宅・医療系)

前記の介護保険在宅サービス事業者(医療系)に対して令和5年度に行った実地指導により判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は76,966円でした。

区分	件数(事業)	金額(円)
訪問看護事業(介護予防を含む。)	8	76,966

※金額は令和6年6月末時点のもの

7 障害者支援施設等

障害者支援施設は、夜間における入浴、排せつ等の介護を行う施設入所支援サービスのほか、日中活動を支援するためのサービスを行っています。

その他、日中活動を支援するためのサービスとして生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を行う事業所もあります。

これらの障害者支援施設等に対する実地指導権限は、都と区市町村とにあります。都は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童福祉施設のうち、障害児入所施設については、児童福祉法第24条の15の規定に基づいて実地指導を実施しています。

(1) 令和5年度 検査実施状況

ア 実地指導

障害者支援施設等及び障害児入所施設については、全体の1.8%に当たる42事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘事業数	実施率(b/a)
障害者支援施設等	2,270	37	29	1.6%
障害児入所施設	17	5	4	29.4%
計	2,287	42	33	1.8%

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

参加事業数	主な内容
2,121	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導で見受けられる事例 ・虐待防止、人権擁護 ・事業運営に関する留意事項 ・障害者施策の動向等

※下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。
 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、施設入所支援、療養介護及び障害児入所施設
 （令和5年10月1日までに指定された全事業所）

(2) 主な指摘事項

ア 障害者支援施設等

実地指導を行った37事業のうち、29事業に対して文書指摘を行い、延べ118事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。</p> <p>◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。</p> <p>(虐待防止法第15条、都条例第136号第3条第3項、都条例第155号第3条第3項、都規則第175号第4条の4、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について)</p>	23
<p>➤ 身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること。</p> <p>◇ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。 ◇ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。 ◇ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。</p> <p>(都条例第136号第50条第3項)(都条例第155号第108条(第35条第2準用)) (都規則173号第9条第1項)(都規則175号第4条の3)</p>	8
<p>➤ 虐待の発生及び再発を防止するための体制の整備を行うこと。</p> <p>◇ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会の開催をしていない。 ◇ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していない。</p> <p>(都条例第155号第192条(第40条の2準用)) (都規則第175号第4条の4)</p>	6
<p>➤ 届け出た事項について変更があった場合等、10日以内にその旨を届け出ないことで届け出ること。</p> <p>◇ 従業者の勤務の体制及び勤務形態に変更があったときは、都知事に届け出なければならない。 ◇ 運営規程に変更があったときは、都知事に届け出なければならない。</p> <p>(支援法第46条第1項) (支援法第46条第1項)(支援法施行規則第34条の23第1項第3号)</p>	6
<p>➤ その他</p> <p>◇ 身体拘束廃止未実施減算について、適正に行われていない。 ◇ 消防訓練を適切に行われていない。 ◇ 事故発生時に行政へ連絡がされていない。 等</p>	75 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	118

【根拠法令等】

- * 虐待防止法
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 都条例第136号
＝平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都条例第155号
＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第175号
＝平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 障害者虐待の防止と対応の手引き
＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について
＝令和3年5月12日3福保障施第578号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」
- * 都規則第173号
＝平成24年12月21日東京都規則第173号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 支援法
＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- * 支援法施行規則
＝平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」

イ 障害児入所施設

実地指導を行った5事業のうち、4事業に対して文書指摘を行い、延べ9事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を講じていない又は講じているが不十分なので是正すること。</p> <p>◇ 虐待防止等のための体制の整備を十分に行っていない。 (条例第140号第3条第4項)(虐待防止法第15条) (障害者虐待の防止と対応の手引き) (施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について)</p>	2
<p>➤ 届け出た事項について変更があった場合等、10日以内にその旨を届け出していないので届け出ること。</p> <p>◇ 届出時の名称に変更があった箇所についてその旨を届け出していない。 (児福法施行規則第25条の22)(児童福祉法24条の13第3項)</p>	2

<p>➤ その他</p>	
<p>◇ サービス提供の記録について利用者等から確認を得ていない。 ◇ 職場におけるハラスメント防止のために必要な措置が不十分である。 ◇ 事故発生時に行政へ連絡がされていない。 等</p>	<p>5 (延べ)</p>
<p>合計(延べ)</p>	<p>9</p>

【根拠法令等】

- * 条例第140号
 平成24年12月13日東京都条例第140号「東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 虐待防止法
 平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 障害者虐待の防止と対応の手引き
 令和5年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について
 令和5年5月9日5福保障施第319号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について(東京都福祉保健局障害者施策推進部長通知)」
- * 児福法
 昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
- * 児福法施行規則
 昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」

(3) 給付費に係る返還金

前記の障害者支援施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った施設はありませんでした。

8 障害福祉在宅サービス事業等 **(障害福祉在宅サービス事業、障害児通所支援事業)**

障害者総合支援法に基づく在宅サービスには、日常生活を営むことに支障がある在宅の障害者が生活全般の介護、家事等の支援を受ける居宅介護のほか、共同生活援助（グループホーム）などがあります。

これら障害福祉サービス事業に対する実地指導権限は、都と区市町村にあります。都は障害者総合支援法第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

(1) 令和5年度 検査実施状況

ア 実地指導

障害福祉在宅サービス事業等については、全体の1.8%に当たる163事業に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
障害福祉在宅サービス事業	7,559	103	88	1.4%
障害児通所支援事業	1,371	60	52	4.4%
計	8,930	163	140	1.8%

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加事業数	主な内容
障害福祉在宅サービス事業	5,274	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・事業指定後の手続 ・虐待防止、人権擁護
障害児通所支援事業	1,318	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・虐待防止、人権擁護

※下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。

- ①共同生活援助、短期入所及び自立生活援助
(令和5年10月1日までに指定された全事業所)
- ②居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
(令和5年10月1日までに指定された全事業所)
- ③児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
及び児童発達支援センター
(令和5年10月1日までに指定された全事業所)

(2) 主な指摘事項

ア 障害福祉在宅サービス事業

実地指導を行った103事業のうち、88事業に対して文書指摘を行い、延べ493事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>➤ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 <p>(虐待防止法第15条、都条例第155号第3条第3項・第40条の2・第43条第1項(第40条の2準用)・第108条・第199条(第40条の2準用)、都規則第175号第4条の4第1項、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について)</p>	68
<p>➤ 虐待の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じていないので是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 虐待防止委員会を定期的を開催していない。 ◇ 虐待防止に関する研修を全従業者に定期的実施していない。 <p>(都条例第155号第40条の2、第43条第1項(第40条の2準用)、都規則第175号第4条の4)</p>	38
<p>➤ 身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。 ◇ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。 ◇ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。 <p>(都条例第155号第35条の2第3項・第43条第1項(第35条の2第3項準用、都規則第175号第4条の3))</p>	35
<p>➤ 身体拘束廃止未実施減算について、所定単位数を減算していないので是正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 身体束等の適正化を図るための措置を講じていないにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算を行わずに、介護等給付費を請求していた。 ◇ 支給決定を行った区市町村と協議の上、適切に処理するとともに、その結果を東京都に報告すること。 <p>(報酬告示別表第1の1注16、報酬告示別表第2の1注13)</p>	34

<p>➤ サービス提供の記録について利用者等から確認を得ていないので是正すること。</p> <p>◇ サービスを提供したことについて、利用者等の確認を得ていない。 ◇ サービス提供の都度、提供日、内容、その他必要な事項を記録していない。</p> <p>(都条例第155号第23条第2項、第43条第1項及び第2項(第23条第2項準用))</p>	32
<p>➤ その他</p> <p>◇ 従業者の日々の勤務体制や兼務状況等について明確にすること。 ◇ 運営規程の概要、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していないので是正すること。 ◇ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していないので是正すること。等</p>	286 (延べ)
合計(延べ)	493

【根拠法令等】

- * 虐待防止法
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 都条例第155号
＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第175号
＝平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 障害者虐待の防止と対応の手引き
＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について
＝令和4年5月26日4福保障施第652号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について(通知)」
- * 報酬告示
＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

イ 障害児通所支援事業

実地指導を行った60事業のうち、52事業に対して文書指摘を行い、延べ251事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 事業数
<p>➤ 障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。</p> <p>◇ 虐待防止の責任者の設置、職員への周知徹底、研修の実施が不十分等、虐待防止のための体制の整備を行っていない。</p> <p>(虐待防止法第15条、都条例139号第3条第4項・第43条第2項・第76条(第43条第2項準用)、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について)</p>	35
<p>➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。</p> <p>◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ている。</p> <p>(児福法第21条の5の26第1項及び第2項、児福法施行規則第18条の37、第18条の38第1号)</p>	29
<p>➤ 虐待の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じていないので是正すること。</p> <p>◇ 虐待防止委員会を設置していない。</p> <p>◇ 虐待防止に関する研修を全従業員に対して実施していない。</p> <p>(虐待防止法第15条、都条例第139号第3条第4項、都条例第139号第43条第2項、都条例第139号第76条(第43条第2項準用)、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について)</p>	27
<p>➤ 身体的拘束等の適正化を図るため必要な体制の整備を講じること。</p> <p>◇ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。</p> <p>◇ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。</p> <p>◇ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない。</p> <p>(都条例第139号第42条第3項、都規則第167号第8条第3項)</p>	19

<p>➤ 身体拘束廃止未実施減算について、所定単位数を減算していないので是正すること。</p> <p>◇ 身体束等の適正化を図るための措置を講じていないにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算を行わずに、介護等給付費を請求していた。</p> <p>◇ 支給決定を行った区市町村と協議の上、適切に処理するとともに、その結果を東京都に報告すること。</p> <p>(報酬告示別表第1の1注16、報酬告示別表第2の1注13)</p>	16
<p>➤ その他</p> <p>◇ 運営規程に定める内容が不十分なので是正すること。</p> <p>◇ 事故が発生した場合に必要な措置を講じていないので是正すること。</p> <p>◇ 職場におけるハラスメント防止のために必要な措置を講じていないので是正すること。 等</p>	125 (延べ)
合計(延べ)	251

【根拠法令等】

- * 虐待防止法
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 児福法
＝昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
- * 児福法施行規則
＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
- * 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
＝令和5年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 都条例第139号
＝平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第167号
＝平成24年12月21日東京都規則第167号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 障害者虐待の防止と対応の手引き
＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について
＝令和3年5月12日3福保障施第578号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」
- * 報酬告示
＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

(3) 給付費に係る返還金

前記の障害福祉在宅サービス事業等に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、1,279,290円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害福祉在宅サービス事業	7	961,208
障害児通所支援事業	2	318,082
計	9	1,279,290

※金額は令和6年6月末時点のものです。

9 保護施設 (救護施設、更生施設、宿所提供施設)

保護施設には、救護施設、更生施設及び宿所提供施設があります。

保護施設に対する指導検査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令及び通知による指導事項について検査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業及び施設の運営並びに施設利用者に対する支援の向上を図ることを目的として、29施設を対象に実施しています。

救護施設は、身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護する施設で、都内に8施設あります。

更生施設は、身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護する施設で、都内に11施設あります。

宿所提供施設は、住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、都内に10施設あります。

(1) 令和5年度 検査実施状況

保護施設については、全体の44.8%に当たる13施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘施設数	実施率(b/a)
保護施設	29	13	1	44.8%

(2) 主な指摘事項

実地検査を行った13施設のうち、1施設に対して文書指摘を行い、延べ1事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>▶ 機能訓練の計画を作成すること。</p> <p>◇ 救護施設では、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練や作業にあたり、入所者の状態に即した自立支援のための計画を作成し、適切に実施しなければならないが、機能訓練の計画が作成されていない。</p> <p>(平成24年3月26日社援発0326第4号厚生労働省通知「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」の別添「保護施設指導監査事項」第1の3(1)ア)</p>	1
合計(延べ)	1

10 指定医療機関(生活保護法等)

生活保護法に基づく指定医療機関は、生活保護法による医療扶助のための医療を担当する医療機関です。

この指定医療機関に対する指導は、生活保護法第50条第2項に基づいて実施しています。

指導の目的は、被保護者に対する援助の充実と自立の助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることにあります。

指導形態は、一般指導と個別指導の2種類です。一般指導は、制度の周知徹底を図るため、診療所を対象に講習会形式により実施しています。

また、個別指導は、指導の対象となる指定医療機関を訪問して、個別に面接懇談方式により行っています。

指定医療機関のうち精神科を標榜する医療機関については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第63条に基づく自立支援医療(精神通院医療)の指導を併せて行っています。また、戦傷病者特別援護法の指定医療機関についても、同法第13条に基づき指導を行うこととしています。

(1) 令和5年度 検査実施状況

ア 個別指導

(単位：医療機関数)

種別	対象数 (a)	個別指導数 (b)	指摘数	実施率 (b/a)
指定医療機関 (生活保護法)	24,179	59	58	0.2%
指定自立支援 医療機関	2,090	7	6	0.3%
指定医療機関 (戦傷病者特別援護法)	9	0	-	0.0%
計	26,278	66	64	0.3%

イ 一般指導

(単位：医療機関数)

種別	参加数	主な内容
診療所	(医科) 1,311 (歯科) 1,023	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の医療扶助における留意事項 医療扶助に関する事務の取扱い 診療報酬請求上の留意事項

※オンライン形式（動画配信方式）により行いました。

(2) 主な指摘事項

ア 医科

指摘の具体事項例	指摘数 ※
<p>➤ 診療関係記録の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 呼吸心拍監視において、観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点の記載がない。 ◇ 在宅自己注射指導管理料において、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の記載がないものが見られる。 <p>(厚労告第59号、保医発0304第1号)</p>	340
<p>➤ 診療報酬の請求について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 算定要件を満たさない特定疾患療養管理料の請求が見られる。 ◇ 算定要件を満たさない呼吸心拍監視の請求が見られる。 ◇ 算定要件を満たさない悪性腫瘍特異物質治療管理料の請求が見られる。 <p>(厚労告第59号、保医発第0304第1号)</p>	266

<p>➤ 医療扶助の取扱い、日用品費の状況について</p> <p>◇ 医療要否意見書の提出の遅延が見られる。 ◇ 個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償交付していない。 (医療扶助運営要領、厚告第222号、保発0304第2号)</p>	47
<p>➤ 食事療養の状況について</p> <p>◇ 納品伝票と在庫食品出納簿が一致していない。 (生活保護法第52条第1項、保医発第0304第1号)</p>	21
<p>➤ 看護の状況について</p> <p>◇ 看護勤務計画書の事前決裁が確認できない。 (生活保護法第52条第1項、保医発第0304第1号)</p>	17
<p>➤ その他</p> <p>◇ リハビリテーション実施計画書の作成が遅延している。 (厚労告第59号、保医発第0304第1号)</p>	13 (延べ)
合計(延べ)	704

※指摘数は、文書指摘のほか、口頭指摘も含む。

イ 歯科

指摘の具体事項例	指摘数 ※
<p>➤ 診療報酬の請求について</p> <p>◇ 算定要件を満たさない歯科訪問診療料の請求が見られる。 ◇ 算定要件を満たさない歯科口腔リハビリテーション料の請求が見られる。 (厚労告第59号、保医発0304第1号)</p>	39
<p>➤ 診療関係記録の記載について</p> <p>◇ 歯科口腔リハビリテーション料に係る、診療録に記載すべき調整方法及び調整部位又は指導内容の要点に関する記載が不十分である。 ◇ 症状、所見、診療方針についての記載が不十分である。 (厚労告第59号、保医発0304第1号)</p>	26

▶ 診療の状況について ◇ 必要性の認められないスケーリング・ルートプレーニングを実施している。 ◇ 必要性が認められない歯周病検査が見られる。 （厚労告第59号、保医発0304第1号）	15
▶ 医療扶助の取扱いについて ◇ 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無償交付していない。 （厚告第222号、医療扶助運営要領、保発0304第2号）	2
合計（延べ）	82

※指摘数は、文書指摘のほか、口頭指摘も含む。

【根拠法令等】

- * 厚告第222号
 = 昭和25年8月23日厚生省告示第222号「指定医療機関医療担当規程」
- * 医療扶助運営要領
 = 昭和36年9月30日厚生省社会局長通知「生活保護法による医療扶助運営要領について」
- * 厚労告第59号
 = 平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」
- * 保医発0304第1号
 = 令和4年3月4日保医発0304第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
- * 保発0304第2号
 = 令和4年3月4日保発0304第2号「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」

(3) 指定医療機関に係る返還金

個別指導等を実施した結果、令和5年度に指定医療機関へ過誤調整した額は、5,236,660円でした。

区分	件数（医療機関数）	金額（円）
医科	54	4,445,710
歯科	3	790,950
計	57	5,236,660

11 児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く。）

（児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム）

児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く。）については、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び自立援助ホームに対して指導検査を行っています。

指導検査は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童が「適切に養育され」「その生活を保障され」「愛され、保護され」「その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」ために、児童福祉施設等に対し、運営管理、利用者支援及び会計経理の面から実施しています。

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、併せてその自立を支援すること等を目的とした施設です。

児童養護施設の50か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図ることを目的とした施設です。

児童自立支援施設の2か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

乳児院は、保護者のいない場合及び保護者による養育が困難又は不適當な場合に、乳幼児を入所させて、養育する施設です。

乳児院の7か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する施設です。

母子生活支援施設の23か所を対象に、児童福祉法第46条に基づき指導検査を実施しています。

自立援助ホームは、中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。

自立援助ホームの17か所を対象に、児童福祉法第34条の5に基づき指導検査を実施しています。

(1) 令和5年度 検査実施状況

児童福祉施設等については、全体の68.7%に当たる68施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
児童養護施設	50	42	11	84.0%
児童自立支援施設	2	2	2	100.0%
乳児院	7	7	2	100.0%
母子生活支援施設	23	12	1	52.2%
自立援助ホーム	17	5	1	29.4%
計	99	68	17	68.7%

※対象施設について、八王子市に所在する施設（母子生活支援施設を除く。）を含み、児童相談所設置市に所在する施設は含みません。

(2) 主な指摘事項

ア 児童養護施設

実地検査を行った42施設のうち、11施設に対して文書指摘を行い、延べ11事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
<p>➤ 防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。</p> <p>◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努め、避難訓練及び消火訓練については月1回以上実施しなければならないが、避難訓練及び消火訓練、又は消火訓練を実施していない月があった。 (都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条)</p>	8

<p>➤ 管理規程(処務規程)を適切に作成すること。</p> <p>◇ 入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならないが、管理規程が平成19年以降変更されておらず、現在の運営実態と相違がある。</p> <p>(都条例43号第16条)</p>	1
<p>➤ 契約を適正な方法により行うこと。</p> <p>◇ 契約を締結するにあたり、経理規程及び通知の内容を遵守し、随意契約が可能な条件を満たしていなければならないが、随意契約が可能な条件を満たしていることが確認できない。また、見積を徴取した業者数について経理規程及び通知で規定されている随意契約が可能となる数に達していない。</p> <p>(指導監査ガイドラインⅢ-3-(2)-1、入札通知1(3)及び(4)、社会福祉法人〇〇会経理規程第〇〇条)</p>	1
<p>➤ 積立金の使用計画を作成すること。</p> <p>◇ 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため、将来発生が見込まれる経費として使用計画を作成の上、特定の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるが、積立金の使用計画を作成せずに積立てを行っている。</p> <p>(運営費の運用及び指導(局長通知)3(2)、運営費の運用及び指導(課長通知)別紙(問6)(答)1)</p>	1
<p>合計(延べ)</p>	<p>1 1</p>

【根拠法令等】

- * 都条例第43号
= 昭和24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第47号
= 昭和24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 指導監査ガイドライン
= 平成29年4月27日付雇児発0427第7号、社援発0427第1号及び老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
- * 入札通知
= 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)
- * 運営費の運用及び指導(局長通知)
= 平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号及び老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

* 運営費の運用及び指導（課長通知）

＝平成16年3月12日付雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発0312002号及び老計発第0312002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び厚生労働省老健局計画課長連名通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

イ 児童自立支援施設

実地検査を行った2施設のうち、全ての施設に対して文書指摘を行い、延べ2事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。</p> <p>◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努め、避難訓練及び消火訓練については月1回以上実施しなければならないが、消火訓練を実施していない月があった。</p> <p>(都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条)</p>	2
合計(延べ)	2

【根拠法令等】

* 都条例第43号

＝昭和24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

* 都規則第47号

＝昭和24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

ウ 乳児院

実地検査を行った7施設のうち、2施設に対して文書指摘を行い、延べ2事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 積立金の使用計画を作成すること。</p> <p>◇ 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため、将来発生が見込まれる経費として使用計画を作成の上、特定の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるが、積立金の使用計画を作成せずに積立てを行っている。</p> <p>(運営費の運用及び指導(局長通知)3(2)、運営費の運用及び指導(課長通知)別紙(問6)(答)1) (「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」3(2)、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」別紙(問6)(答)1)</p>	1
<p>➤ 職員配置について、国基準・都基準を充たすこと。</p> <p>◇ 職員配置については、国及び都の職員配置基準を充たすとともに、施設運営に必要な職員を確保しなければならず、暫定定員39人に対して4人の看護師を要し、5人の調理師を要するが、各1人ずつ不足している。</p> <p>(都条例43号第26条、都規則47号第7条、「児童入所施設措置費等国庫負担金について」別表2(3))</p>	1
合計(延べ)	2

【根拠法令等】

- * 運営費の運用及び指導(局長通知)
 - ＝平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号及び老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
- * 運営費の運用及び指導(課長通知)
 - ＝平成16年3月12日付雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発0312002号及び老計発第0312002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び厚生労働省老健局計画課長連名通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
- * 都条例第43号
 - ＝昭和24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第47号
 - ＝昭和24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 児童入所施設措置費等国庫負担金について
 - ＝令和5年5月10日付こ支家第47号「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」

エ 母子生活支援施設

実地検査を行った12施設のうち、1施設に対して文書指摘を行い、延べ2事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。</p> <p>◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努め、避難訓練及び消火訓練については月1回以上実施しなければならないが、避難訓練が実施されていない月があった。</p> <p>(都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条)</p>	1
<p>➤ 契約の事務処理を適切に行うこと。</p> <p>◇ 契約を締結するにあたり、経理規程及び通知の内容を遵守しなければならないが、稟議書を作成しておらず、経理規程及び通知で規定されている随意契約が可能な条件を満たしていることを確かめたうえで、契約の意思決定を行っていることが確認できない。</p> <p>(指導監査ガイドラインⅢ-3-(2)-1、入札通知1(3)、社会福祉法人〇〇会経理規程第〇〇条)</p>	1
合計(延べ)	2

【根拠法令等】

- * 都条例第43号
＝昭和24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第47号
＝昭和24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 指導監査ガイドライン
＝平成29年4月27日付雇児発0427第7号、社援発0427第1号及び老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長及び厚生労働省老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
- * 入札通知
＝「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)

オ 自立援助ホーム

実地検査を行った5施設のうち、1施設に対して文書指摘を行い、1事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。</p> <p>◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努め、避難訓練及び消火訓練については年1回以上実施しなければならないが、避難訓練等が実施されておらず、図上訓練のみであった。</p> <p>(児童福祉法施行規則第36条の15)</p>	1
合計	1

【根拠法令等】

*児童福祉法施行規則

＝昭和23年3月31日厚生省令第11号

12 保育所・保育施設等

児童福祉法に基づく保育所・保育施設には、「認可保育所」と「認可外保育施設」があります。

「認可保育所」は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たした施設として、児童福祉法第35条に基づき知事が認可した保育施設です。

一方、「認可外保育施設」は、児童福祉法第39条の保育所の定義に規定する業務を目的とする施設ですが、同法第35条による知事の認可及び同法第34条の15による区市町村長の認可を受けていない保育施設です。

東京都認証保育所は認可外保育施設ですが、都が独自に認証基準を設けています。また、認証保育所以外の認可外保育施設には、ベビーホテル、家庭的保育事業、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の施設及び居宅訪問型保育事業があります。

保育施設に対する指導監督は、認可保育所については児童福祉法第46条に基づき、また認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき実施しています。

指導監査部では、認可保育所の2,671施設（島しょに設置されている施設については、各支庁が指導検査を行っています。）、東京都認証保育所の437施設及び認可外保育施設の931施設（家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）を対象に指導検査を行っています。なお、認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業は法人が実施するものと個人が実施するものがあり、法人については法人事業所に対する立入調査、個人については集団指導を行っています。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「こども園法」という。）に基づく認定こども園は、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たす仕組みとして創設され、「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「地方裁量型認定こども園」があります。

指導監査部では、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を対象として指導検査を実施しています。保育所型認定こども園は認可保育所として、地方裁量型認定こども園は東京都認証保育所として児童福祉法等に基づき実施しており、幼保連携型認定こども園の36施設についてはこども園法第19条に基づき実施しています。

○ 認可保育所及び幼保連携型認定こども園

指導検査では、職員の確保・処遇、非常災害対策などの運営管理、児童の権利擁護、健康安全対策などの（教育）保育内容、適切な計算書類の作成、会計帳簿の整備などの会計経理が、それぞれ基準に沿って適正に行われているかを確認し、指導を行っています。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援法施行により、認可保育所等が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けることになり、区市町村には同法第14条に基づき、特定教育・保育施設である認可保育所等に対する指導検査権限が付与されました。指導検査にあたっては、区市町村と合同で実施する等、連携した取組を進めています。

○ 東京都認証保育所

東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）は、大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証する保育所です。平成13年5月に創始され、以下のような特色を持っています。

- ・ 区市町村の設置計画に基づき、区市町村の推薦を受け、「東京都認証保育所事業実施要綱」で定める要件を満たした保育所について、東京都が認証する。
- ・ 開所後は区市町村とともに指導する。
- ・ 全施設において、0歳児保育（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）及び13時間以上の開所とする。
- ・ 利用者と保育所が直接利用契約を結ぶ。
- ・ 保育料は、設置者が自由に設定する。ただし、月220時間以下の利用の場合には上限を定めている。

認証保育所に対する指導監督は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

○ 認可外保育施設

認可外保育施設に対する指導監督は、東京都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

なお、令和元年10月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、認可外保育施設を含む「特定子ども・子育て支援施設等」に対し、区市町村には、子ども・子育て支援法第30条の3で準用する同法第14条に基づき、指導検査を行う権限が付与されています。

(1) 令和5年度 検査実施状況

保育所・保育施設等については、全体の13.1%に当たる535施設に対して実地検査を行いました。

ア 実地検査

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
認可保育所	2,671	216	100	8.1%
認証保育所	437	61	34	14.0%
認可外保育施設	931	254	159	27.3%
幼保連携型認定こども園	36	4	3	11.1%
計	4,075	535	296	13.1%

※対象数について、認可保育所は、中核市、児童相談所設置市及び島しょ部に所在する施設は含みません。また、認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園は、中核市及び児童相談所設置市に所在する施設は含みません。

対象数及び実施施設について、認証保育所では、令和5年4月2日以降に認証を行い、立入調査を実施した1施設を含みます。また、認可外保育施設では、令和5年4月2日以降に届出された施設で、立入調査を実施した10施設を含みます。

上記のほか、認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(法人)について、法人事業所に対して立入調査を行っています(対象数146、立入調査数59、文書指摘事業所数42、実施率40.4%)。

イ 集団指導(居宅訪問型保育事業)

認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(個人)に対して、集団指導を行いました。実施方法は、①ホームページに掲載した動画の視聴及び資料の確認、②効果測定として、システム上で質問への回答と関係資料の提出、③都から送付する結果通知に指摘事項があった場合は、改善状況報告を提出、という流れになっています。

開催時の対象数1,872事業者に対し、529事業者が参加(実施率28.3%)しました。

種別	参加事業者数	主な内容
居宅訪問型保育事業(個人)	529	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅訪問型保育事業制度の概要(必須) • 居宅訪問型保育事業の指導監督基準の解説(必須) • 保育所での事故を防ぐために(必須) • 保育所における防火対策について(任意) • 保育所における交通安全対策について(任意)

※参加事業者数は、効果測定を行った事業者数。

(2) 主な指摘事項

ア 認可保育所

実地検査を行った216施設のうち、100施設に対して文書指摘を行い、延べ173事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。</p> <p>◇ 避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、消火訓練を実施していない月がある。</p> <p>(都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条)</p>	21
<p>➤ 保育士を適正に配置すること。</p> <p>◇ 開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、○月○日午前○時から午前○時までの間、常勤保育士1名と保育従事者(無資格)1名の配置であった。</p> <p>(都条例第43号第43条、都規則第47号第16条、9福子推第1047号第2-4(1))</p>	15
<p>➤ 事故報告を行うこと。</p> <p>◇ 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告しなければならないが、区市町村への報告を行っていなかった。</p> <p>(こ成安第142号、5福祉子保第2346号)</p>	12
<p>➤ カーテン、絨毯等が防災性能を有していないので、是正すること。</p> <p>◇ カーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならないが、防災性能を有していない。</p> <p>(都規則第47号第14条第1項第8号)</p>	9

<p>➤ その他</p>	<p>116 (延べ)</p>	
<p>◇ 安全計画を策定すること。 ◇ 他のサービス区分・拠点区分・事業区分への貸付は年度内に補填すること。 等</p>		
<p>合計(延べ)</p>		<p>173</p>

【根拠法令等】

- * 都条例第43号
＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第47号
＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 9福子推第1047号＝平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
- * こ成安第142号＝令和5年12月14日こ成安第142号、5教参学第30号「教育・保育施設等における事故の報告等について」
- * 5福祉子保第2346号＝令和5年12月25日5福祉子保2346号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」

イ 東京都認証保育所

立入調査を行った61施設のうち34施設に対して文書指摘を行い、延べ70事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。</p>	<p>12</p>
<p>◇ 避難及び消火訓練を毎月1回以上実施しなければならないが、実施していない月がある。 (12福子推第1157号運営管理7(5))</p>	

<p>➤ 救命救急通報訓練を実施すること。</p> <p>◇ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、救命救急訓練を実施しなければならないが、実施していない。 (12福子推第1157号運営管理7(5))</p>	10
<p>➤ カーテン、絨毯等が防炎性能を有していないので、是正すること。</p> <p>◇ 認証保育所で使用するカーテン、絨毯等は、防炎性能を有していなければならないが、防炎性能を有していない。 (12福子推第1157号運営管理7(2))</p>	6
<p>➤ 安全計画を作成すること。</p> <p>◇ 安全計画を策定しなければならないが、策定していない。 (12福子推第1157号運営管理7(1))</p>	5
<p>➤ その他</p> <p>◇ 緊急通報訓練を実施すること。 ◇ 施設長が他の業務を兼務しているので、是正すること。 ◇ 事業所防災計画を作成すること。</p>	37 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	70

【根拠法令等】

*12福子推第1157号

＝平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」16及び18により定める「東京都認証保育所指導監督基準」

ウ 認可外保育施設

立入調査を行った254施設のうち、159施設に対して文書指摘を行い、延べ508事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること。</p> <p>◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を定期的の実施しなければならないが、関係機関への緊急通報訓練が実施されていない。</p> <p>(56福児母第990号7(8))</p>	64
<p>➤ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に不用意に置かれていないか等について定期的な点検が行われていないので是正すること。</p> <p>◇ 認可外保育施設は、窒息の可能性のある玩具や小物が保育環境下に不用意に置かれていないかどうかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的の実施しなければならないが、定期点検の記録が確認できない。</p> <p>(56福児母第990号7(8))</p>	39
<p>➤ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。</p> <p>◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習を定期的に受講しなければならない(過去3年以内に救命講習を受講した保育従事者がいることが必要である)が、救命講習を受講した保育従事者がいない。</p> <p>(56福児母第990号7(8))</p>	38
<p>➤ 入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみなので是正すること。</p> <p>◇ 火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、非常口を2か所2方向で適切に設置しなければならないが、入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみであった。</p> <p>(56福児母第990号3(1)、(3))</p>	37
<p>➤ 保育室(便所)に専用の手洗い設備が設けられていないので是正すること。</p> <p>◇ 便所及び保育室に、それぞれ専用の手洗い設備を設けなければならないが、便所に専用の手洗い設備がない。</p> <p>(56福児母第990号2(3))</p>	36

<p>➤ 消防計画を作成していないので是正すること。</p> <p>◇ 非常災害に対する具体的な計画（消防計画）を策定しなければならないが、作成していない。 (56福児母第990号3(2))</p>	30
<p>➤ 乳幼児の避難に適した設備等が適切に設けられていないので是正すること。</p> <p>◇ 保育室を2階に設ける場合、乳幼児の避難に適した屋内階段、屋外階段、退避上有効なバルコニー、準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備を2か所以上設けなければならないが、適切に設けられていない。 ◇ 保育室を3階以上に設ける場合、各保育室の各部分から歩行距離が30m以内に、乳幼児の避難に適した屋内階段、屋外階段、耐火構造の傾斜路のうち2以上を設けなければならないが、適切に設けられていない。 (56福児母第990号4)</p>	27
<p>➤ その他</p> <p>◇ 月極契約入所児童数に対して必要な保育従事者のうち有資格者が不足しているため、是正すること。 ◇ 入所時の乳幼児の健康診断が全く実施されていないので是正すること。 ◇ 労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿が整備不十分なので是正すること。等</p>	237 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	508

【根拠法令等】

* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

エ 幼保連携型認定こども園

実地検査を行った4施設のうち、3施設に対して文書指摘を行い、延べ4事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事業者数
<p>➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。</p> <p>◇ 避難及び消火訓練を毎月1回以上実施しなければならないが、実施していない月がある。 (都条例第122号第22条第2項、都規則第151号第10条)</p>	2

<p>➤ その他</p>	<p>2 (延べ)</p>
<p>◇ 在籍児に見合う基準面積が不足しているため、速やかに在籍児に見合う基準面積を確保すること。</p> <p>◇ 環境衛生検査を適切に実施していないため、実施すること。</p>	
<p style="text-align: center;">合計(延べ)</p>	<p>4</p>

【根拠法令等】

* 都条例第122号

＝平成26年10月10日東京都条例第122号「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都規則第151号

＝平成26年10月10日東京都規則第151号「東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

オ 認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(個人)

集団指導で効果測定を行った 529 事業者のうち、255 事業者に対して文書指摘を行い、延べ 317 事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事業者数
<p>➤ 救命講習を定期的に受講していないので是正すること。</p>	<p>247</p>
<p>◇ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しなければならないが、実技を伴う救命講習を受講していない。</p> <p>(56福児母第990号7(8))</p>	
<p>➤ 保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していないので是正すること。</p>	<p>70</p>
<p>◇ 居宅訪問型保育に従事する者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了したものでなければならないが、提出された資料からは、必要な資格(又は研修の受講)の確認ができなかった。</p> <p>(56福児母第990号1(3))</p>	
<p style="text-align: center;">合計(延べ)</p>	<p>317</p>

【根拠法令等】

* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

(3) 認可保育所・認証保育所・認可外保育施設講習会

- 東京都では、保育行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、実地検査による指導に加え、講習会形式による指導を認可保育所、認証保育所及び認可外保育施設を対象として年1回ずつ開催しています。
- 講習会では、制度改正や施策の紹介、過去の指導事例等についての講義を行うほか、保育所運営に必要な労働基準法や消防法に関する情報提供も行っています。
- 各保育所においては、東京都の条例や実施要綱、その他関係法令・例規等を理解し、適切な施設運営及び保育の質の向上を図るための機会として活用するよう促しました。
- なお、令和3年度からは集合形式ではなく、ホームページに説明動画及び資料を掲載し、各自で視聴してもらう形式で実施しています。
- 講習会資料については東京都福祉局のホームページ（福祉の基盤づくり＞社会福祉法人・施設等の指導検査＞保育施設の指導検査について＞令和6年度保育所講習会資料）に掲載しています。
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/6nendohoikusyokousyuukai.html>

種別	主な内容
認可保育所	(1) 保育施設における防災対策等について (2) 労働関係法令について (3) 保育所における交通安全対策等について (4) 指導検査等について
認証保育所	(1) 保育施設における防災対策等について (2) 労働関係法令について (3) 保育所における交通安全対策等について (4) 指導検査等について
認可外保育施設	(1) 保育施設における防災対策等について (2) 労働関係法令について (3) 保育所における交通安全対策等について (4) 指導検査等について

(4) 認可外保育施設に対する巡回指導体制の強化

- 東京都では、平成28年度における「待機児童解消に向けた緊急対策」において、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、「巡回指導チーム」の編成により指導体制を強化することとし、平成29年3月から巡回指導を開始しています。
- 巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言しています。また、巡回指導の結果については、立入調査等に活用しています。

巡回指導実施状況（令和5年4月から令和6年3月）

対象数(a) (R5.4.1 現在)	巡回指導数		実施率 (b/a)
	(b)	うち通告なし	
921	983	44	106.7%

※ 対象数は、認証保育所、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く認可外保育施設の届出数
 ※ 巡回指導未実施施設には、電話指導を実施

主な指導事項

- ・ 構造設備等に危険な箇所がある（物の落下防止策の不備等）
- ・ 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ・ 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- ・ 保育室内の定期的な点検が行われていない
- ・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない
- ・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない

(5) 認可外保育施設職員テーマ別研修

東京都では、認可外保育施設（認証保育所等を含む。）向けの研修として、保育理論や事故防止等のテーマ別研修を、公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。令和5年度は6,092名が受講しました。

13 その他の施設等

（無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、婦人保護施設）

東京都では、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、婦人保護施設に対して指導検査を行っています。

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設です。

無料低額宿泊所の121か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令通知による指導事項について指導検査を実施しています。

日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所のうち、生活保護法に規定する被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなど一定の要件を満たす施設です。

日常生活支援住居施設の51か所を対象に、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令第24条に基づき指導検査を実施しています。

婦人保護施設は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行（令和6年4月1日付）に伴い、同法律第12条に基づく女性自立支援施設となりました。女性自立支援施設は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、心と体の健康や権利の回復を図り、安定して自立した生活ができるよう中長期的な支援を行う施設です。

婦人保護施設の5か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき指導検査を実施しています。

(1) 令和5年度 検査実施状況

全体の35.6%に当たる63施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率(b/a)
無料低額宿泊所	121	51	26	42.1%
日常生活支援住居施設	51	10	—	19.6%
婦人保護施設	5	2	—	40.0%
計	177	63	26	35.6%

(2) 主な指摘事項

ア 無料低額宿泊所

実地検査を行った51施設のうち26施設に対して文書指摘を行い、延べ83事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
<p>➤ 入居者の意向確認及び関係機関との協議の結果を記録すること。</p> <p>◇ 居室の利用その他のサービスの提供に関する契約の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議し、その結果を記録しなければならないが、記録していない。</p> <p>(都条例第15条第4項、都要領第1章第4-3(4))</p>	10
<p>➤ 1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うこと。</p> <p>◇ 非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならないが、行われていない。</p> <p>(都条例第29条第2項)</p>	8

<p>▶ 原則として1日に1回以上、入居者の状況を把握すること。</p>		
<p>◇ 原則として1日に1回以上、居室への訪問等の方法により、入居者の状況を把握しなければならないが、把握していない。</p> <p>(都条例第20条)</p>	7	
<p>▶ 福祉事務所その他の関係機関と、入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議すること。</p>		
<p>◇ 契約期間満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならないが、関係機関との協議を実施していない。</p> <p>(都条例第15条第4項、都要領第1章第4-3(4))</p>	6	
<p>▶ 契約を更新する場合は文書により締結すること。</p>		
<p>◇ 契約を更新する場合は、文書により締結しなければならないが、契約の更新に当たり文書により締結していない。</p> <p>(都要領第1章第4-3(4))</p>	6	
<p>▶ その他</p>		
<p>◇ 1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供すること。</p> <p>◇ 施設内設備の転倒防止対策を講じること。</p> <p>◇ 設備、職員及び会計に関する記録を整備すること。 等</p>	46 (延べ)	
<p>合計(延べ)</p>		83

【根拠法令等】

* 都条例

＝令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」

* 都要領

＝令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」

イ 日常生活支援住居施設

実地検査を行った10施設で、文書指摘をした施設はありませんでした。

ウ 婦人保護施設

実地検査を行った2施設で、文書指摘をした施設はありませんでした。